

いきいきパートナーシップ しもすわ

～とものつくる活力ある未来Ⅳ～



第4次下諏訪町男女共同参画行動計画

平成23年度～27年度

下 諏 訪 町



“ともにつくる活力ある未来”に向けて

今日、我が国は、人口減少社会の到来や少子高齢化、国際化の進展、高度情報化、経済の長期的低迷など社会経済情勢は大きく変化しており、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進む一方、家族関係、また地域コミュニティが希薄と なっています。

このような現代社会にこそ、性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が必要です。

現在、「協働のまちづくり」を進めさせていただいている下諏訪町においても、男性と女性が対等なパートナーとして、ともに活躍することのできる地域社会の形成は、町民参加のまちづくりのために重要なものとなっております。

下諏訪町では、男女が性別にかかわらず、子どもからお年寄りまで全員参加による地域社会づくりをめざして、平成16年4月に「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」を制定しましたが、平成23年度からの第4次男女共同参画行動計画においても引き続き、この条例の基本理念を大切に策定させていただきました。

町民のみなさまが、自分らしく、心豊かに暮らせるよう「ともにつくる活力ある未来」に向けて、今後も町として取り組んでいきたいと考えております。

本計画の策定にあたり、しもすわ男女共同参画推進委員会のみなさま、下諏訪町男女共同参画審議会のみなさまをはじめ、多くの町民のみなさま方に貴重なご意見やご提言をいただきました。心から感謝申し上げます。

「いきいきパートナーシップしもすわ」が、家庭、職場、地域をはじめ、多くのみなさまに活用されるとともに、その主旨が理解されることを望んでいます。

町民、事業者、教育関係者のみなさまのご協力をお願いいたします。

平成23年4月

下諏訪町長 青 木 悟



● 目 次 ●

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 町民意識の動向	2
3 計画策定の背景	4
4 計画策定の特色	7
5 計画の期間	7
6 計画のテーマ	7
7 基本理念	8
8 計画の重点項目	9
第2章 計画の体系と内容	10
1 計画の体系	10
2 計画の内容	12
目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画意識の確立	12
目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けての家庭・地域社会・職場づくりの推進	19
目標Ⅲ 生命と性が尊重され健やかな生活が確保できる社会の形成	26
第3章 計画の推進体制	32
資料	33
下諏訪町男女共同参画審議会委員名簿・しもすわ男女共同参画推進委員会委員名簿	33
下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例	34
しもすわ男女共同参画推進委員会要綱	37
下諏訪町役場男女共同参画推進会議要綱	38



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、人口減少社会の到来や少子高齢化、国際化の進展、高度情報化など社会経済情勢の急速な変化により、人々の考え方や価値観の多様化も広がりを見せ、私たちの生活を取りまく環境はめまぐるしく変化し続けています。

こうした変化に対応していく上で、女性と男性が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会*の実現が、より一層重要な課題となっています。

下諏訪町では、男女を問わず子どもからお年寄りまで全員参加による地域社会づくりをめざして、平成16(2004)年4月に「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例(以下「条例」)」を制定しました。そして、この条例の理念に基づいて、男女共同参画社会の総合的、計画的な推進を図るための行動計画「いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来Ⅲ～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

しかしながら、今もなお「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識により、家事・育児・介護は女性に、働いて家族を養う負担は男性という考え方がまだ根強く残っており、女性と男性が対等なパートナーとしての能力を十分に発揮しにくい状況にあります。また、少子高齢化が進み、労働人口の減少等により将来活力の低下となることが懸念され、家庭と仕事、地域活動などの両立や、多様な働き方への支援も必要な取り組みとなっています。

平成22(2010)年度で計画期間が満了となる「いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来Ⅲ～」の取り組みや実績を継承し、最近の社会情勢や国及び県の男女共同参画行動計画等を踏まえて、「いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来Ⅳ～」を策定します。



※男女共同参画社会：

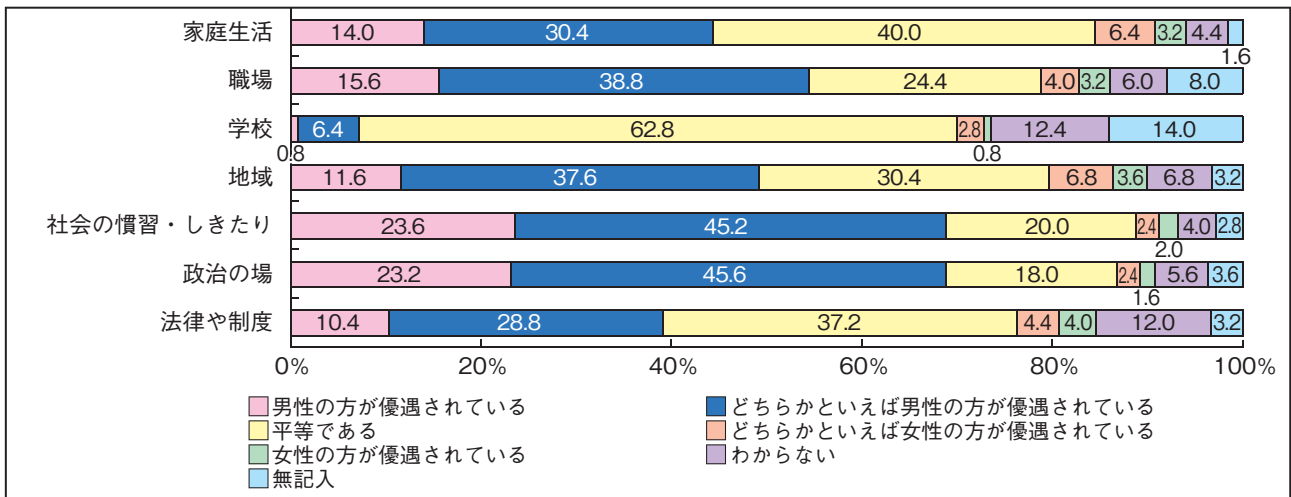
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

2 町民意識の動向 (平成21年度「町民男女共同参画意識調査」より)

調査は、下諏訪町の住民基本台帳から無作為に選ばせていただいた20歳以上の600人をお願いをし、男性110人、女性140人に回答をいただきました。

●各分野の男女平等感について

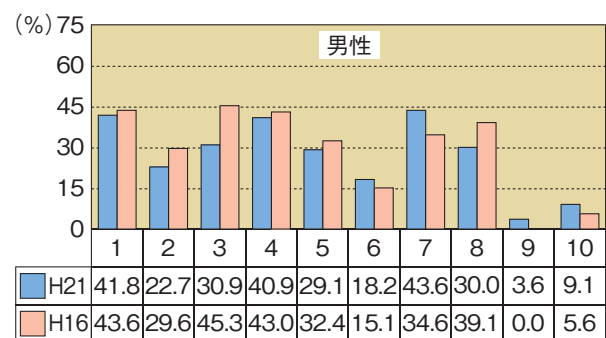
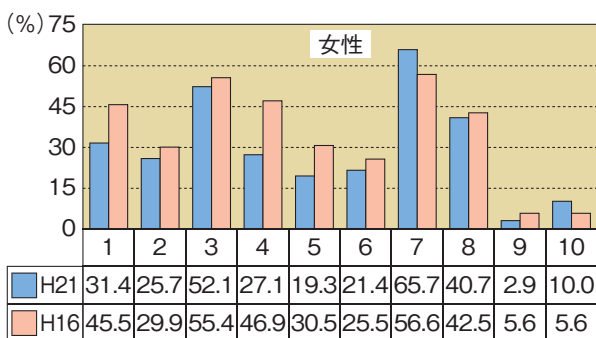
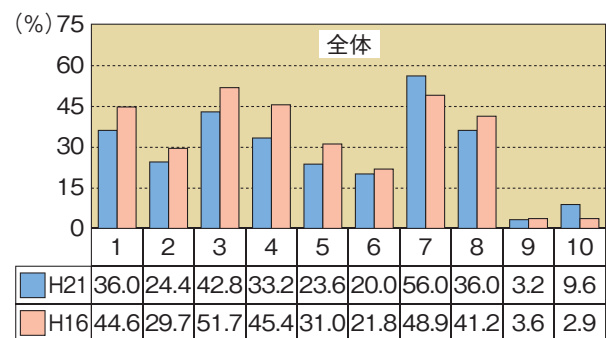
特に「社会の慣習・しきたり」や「政治の場」などの分野で男性の方が優遇されていると考える人が多く、依然として男女の地位の不平等感が根強く残っています。



●男女共同参画の社会づくりのためには、どんなことが大切だと思いますか。(複数回答)

- 1 女性を取りまく社会通念、しきたりの差別や偏見を改めること
- 2 法律や制度の面での見直しを行い、女性に対する差別につながるものを改めること
- 3 男性の理解と協力を得ること
- 4 女性が積極的に社会参加すること
- 5 女性が社会の意思決定の場に参加すること
- 6 女性が経済力をもつこと
- 7 男性も家事・育児・介護等に参加すること
- 8 女性自身が意欲をもち能力の向上を図ること
- 9 その他
- 10 無記入

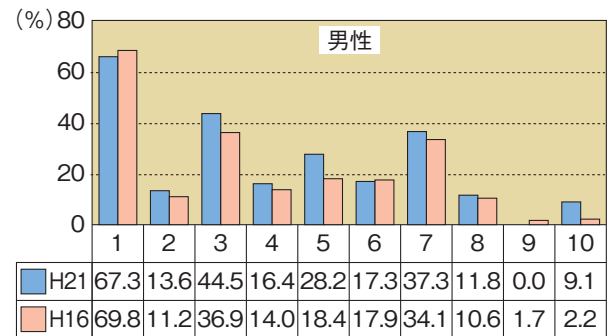
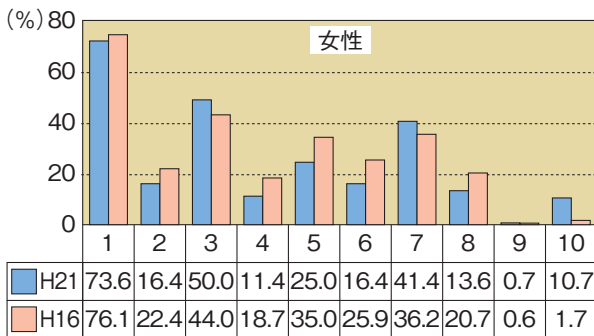
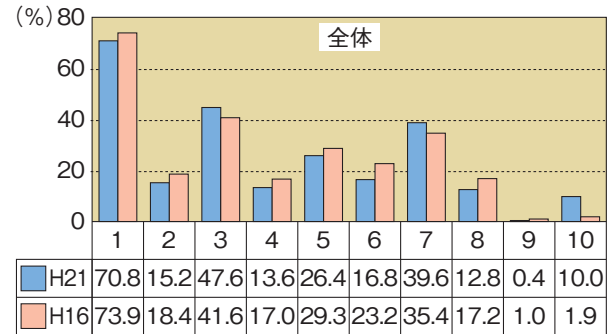
平成21年男女ともに、「7 男性も家事・育児・介護等に参加すること」の割合が最も高くなっています。特に女性は、高い数値を示しています。



●男女が社会参画するためには、どんな条件が必要だと思いますか。(複数回答)

- | | | |
|-------------|---------------|----------------|
| 1 家族の協力 | 2 家事の合理化 | 3 職場の協力や理解 |
| 4 隣近所の協力や理解 | 5 高齢者等介護制度の充実 | 6 私有時間の増加または確保 |
| 7 経済的なゆとり | 8 子育て終了 | 9 その他 |
| | | 10 無記入 |

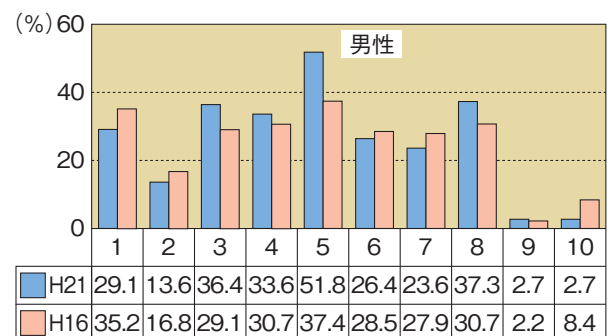
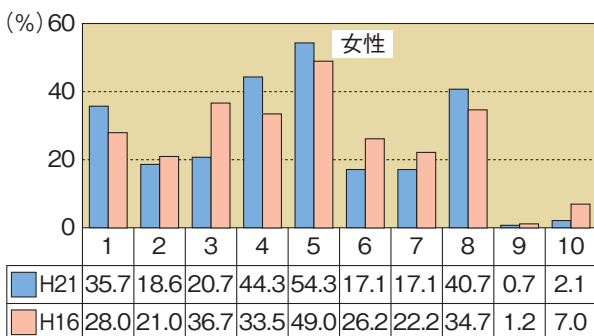
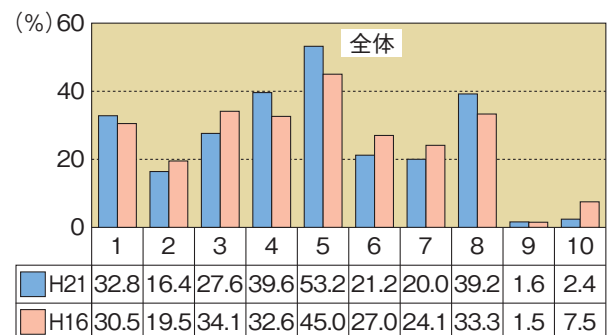
平成16年、21年男女ともに、「1 家族の協力」が6～7割を占めています。



●男女共同参画社会推進のためにどんなことを施策として取り入れたらよいと思いますか。(複数回答)

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1 家庭でのよりよい家族関係づくりのための支援事業 | 2 人権教育の充実 |
| 3 政策方針決定の場への女性の積極的登用 | 4 女性の雇用促進 |
| 5 育児・介護休業制度の普及定着 | 6 社会活動への参加促進 |
| 7 男女共同参画に関する啓発事業 | 8 育児や介護などについて地域の取り組み |
| 9 その他 | 10 無記入 |

平成16年、21年男女ともに、「5 育児・介護休業制度の普及定着」の割合が最も多くなっています。



3 計画策定の背景

世界の動き

(1) 国際婦人年～男女平等に向けた本格的な取組の開始～

昭和50(1975)年を国際連合は「国際婦人年」として提唱し、メキシコで『国際婦人年世界会議』が開かれ、「平等、発展、平和」を基本理念とするメキシコ宣言と世界行動計画が採択され、女性の地位向上のために世界規模で行動を起こすことを宣言しました。

(2) 女子差別撤廃条約～あらゆる分野における性による差別撤廃を求めて～

昭和54(1979)年、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。この条約は、あらゆる分野における性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、慣習や慣行等個人の意識も変革するよう求めました。

(3) ナイロビ世界会議～各国が取り組むべき施策の指針を採択～

昭和60(1985)年、『「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議』が開催され、2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

昭和62(1987)年には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦2000年にむけての新国内行動計画」を策定しました。

(4) 第4回世界女性会議～1996年までに各国の行動計画の策定を～

平成7(1995)年、北京で「平等、開発、平和への行動」をテーマに『第4回世界女性会議』が開催され、「北京宣言」「行動綱領」が採択されました。

(5) 女性2000年会議～男女共同参画は国際的流れ～

平成12(2000)年、ニューヨークで『国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」』が開催され成果文書が採択されました。

(6) 国連婦人の地位委員会「北京+10会議」～さらに女性の地位を向上するために～

平成17(2005)年2月28日から3月11日まで、国連本部で開催されました。「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求めました。

日本の動き

(1) 国内行動計画の策定～国際婦人年の流れを受けて～

昭和50(1975)年、内閣総理大臣を本部長とする「総理府婦人問題企画推進本部」が設置され、女性にかかわる施策について総合的推進体制が整備され、昭和52(1977)年に「国内行動計画」を定めました。

(2) 女子差別撤廃条約の批准～男女平等の原則を具体化～

「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、男女雇用機会均等法の制定や家庭科の男女共修など国内法等の整備を進め、昭和60(1985)年、条約を批准し、昭和62(1987)年、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

(3) 2000年プランの策定～推進体制の整備と行動計画の策定～

平成6(1994)年、男女共同参画室、男女共同参画審議会を設置しました。

平成8(1996)年、男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」と「男女共同参画2000年プラン」を策定し、平成12(2000)年度までに男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策の基本的方向と具体的施策の内容を示しました。

(4) 男女共同参画社会基本法の制定～21世紀の最重要課題～

平成11(1999)年、男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画社会基本法」公布、施行になり、平成12(2000)年、基本法に基づき「男女共同参画計画」を策定しました。平成13(2001)年、中央省庁の再編により、内閣府に「男女共同参画局」を設置し、推進体制を強化しました。

(5) 男女共同参画基本計画の策定

～男女共同参画社会の形成についての基本理念が明らかに～

平成12(2000)年12月に男女共同参画基本法に基づき「男女共同参画計画」が閣議決定され、今後実施する施策の基本方向や具体的施策の内容を示しました。

また、平成17(2005)年12月に改定された第2次計画では、平成22(2010)年までに実施する具体的施策を掲げた他、平成32(2020)年までを見通した長期的な政策の方向性を示しました。

長野県の動き

(1) 第一次から第四次までの女性行動計画～20年間の活動～

昭和55(1980)年、長野県における婦人の現状と課題を明らかにし、課題解決の望ましい施策の方向を示した「長野県婦人行動計画」を策定(第一次)。その後、昭和61(1986)年には第二次、平成3(1991)年には第三次、平成8(1996)年には第四次の行動計画が策定され、それぞれ女性問題解決のため必要な施策を総合的に推進してきました。

(2) 男女共同参画計画の策定～パートナーシップながの21～

平成13(2001)年、“男女が共に輝くため”をテーマとした「長野県男女共同参画計画」を策定しました。平成14(2002)年「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されたことにもない、計画の見直しを行い、改訂版を発行しました。平成18(2006)年、「性別により制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県づくり」をめざして新計画を策定しました。

(3) 長野県男女共同参画条例の制定～長野県男女共同参画社会づくり条例の制定～

多くの県民の声を取り入れた、長野県男女共同参画社会づくり条例が、平成14(2002)年12月県議会において全員一致で可決、成立しました

(4) 長野県男女共同参画計画の策定～男女共同参画社会づくりを推進するために～

長野県男女共同参画社会づくりを推進するために、平成23(2011)年度からの計画を策定しています。

下諏訪町の動き

(1) 女性行動計画が必要～女性活動懇談会で研究～

平成4(1992)年、女性活動懇談会を設置し、女性行動計画についての研究を行い、「下諏訪町にも女性行動計画が必要である」と策定を町に要望し、平成6(1994)年、女性行動計画策定委員会を設置し、策定作業を行いました。

(2) 女性行動計画を策定～「ともに創る活力ある未来」をめざして～

平成8(1996)年、「下諏訪町女性行動計画」を策定し◆よりよい男女共生社会をめざす人づくり◆男女共同に基づく家庭づくり◆女性いきいき社会参加の環境づくり◆女性の健康いきいき環境づくり◆生きがいのある福祉社会の環境づくりの5つを重点課題として施策に取り組みました。

(3) 男女共同参画計画の策定

平成12(2000)年、下諏訪町男女共同参画計画策定委員会を設置し、策定作業を行い、平成13(2001)年、「下諏訪町男女共同参画計画」を策定しました。

平成16(2004)年4月1日、「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」が施行されたことにともない、民公協働により見直しを行い、平成16(2004)年3月、「下諏訪町男女共同参画計画改訂版」を発行しました。

平成18(2006)年4月、「第3次下諏訪町男女共同参画行動計画」を、平成23(2011)年4月には、第4次下諏訪町男女共同参画行動計画「いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来Ⅳ～」を策定し、「男女がともに心豊かにいきいき暮らせる社会づくり」をめざします。

(4) 下諏訪町男女共同参画条例の制定

～下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例の制定～

平成15(2003)年度公募委員5人、しもすわ男女共同参画推進委員及び町の職員による男女共同参画条例策定委員会を設置。白紙の状態から、町民の皆さんとともに条例案を策定し審議会を経て、平成15年12月議会において全員一致で可決され、平成16(2004)年4月1日から施行しました。

4 計画策定の特徴

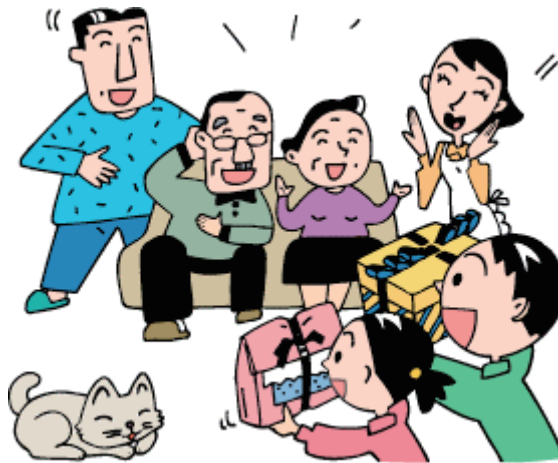
平成22(2010)年度、「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」と「下諏訪町総合計画」等との整合性を図り策定しました。策定において、意識調査を実施し、広く町民の意見を聞き計画への反映に努めるとともに、しもすわ男女共同参画推進委員会による計画案の検討を行いました。民公協働で推進していくことを基本に、実効性のある行動計画として策定しました。

5 計画の期間

平成23(2011)年度から平成27(2015)年度の5年間。

6 計画のテーマ

子どもからお年寄りまで男女がともに助け合い、男女間における暴力や差別が無く、心豊かにいきいきと暮らせる社会づくり。



7 基本理念

「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」の6つの基本理念に基づいています。

① 町民一人ひとりが性別による差別をされず、個性と能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること。



男女の人権の尊重

② 固定的な性別役割分担等に基づいた習慣を見直し、男女が共に活躍できること。



社会における制度又は慣行についての配慮

③ 男女が互いの協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護等家庭における責任及び役割を果たすことができるとともに、その他のあらゆる社会生活との両立ができること。



家庭生活と他の活動の両立

④ 政策、方針等の立案の場、決定の場において、男女が対等に参画できること。



政策等の立案及び決定の場への共同参画

⑤ 男女が互いの性への理解を深め、生涯にわたる性及び妊娠、出産等健康について自らの意志が尊重され、共に心身の健康が維持されること。



生涯にわたる心と体の健康

⑥ 男女共同参画の社会づくりには、国際社会での取組が反映されること。



国際社会の動向を踏まえた取組

8 計画の重点項目

計画の推進にあたっては、最近の社会情勢や今までの行動計画を総括するなかで、これから下諏訪町が主体的に取り組むべき具体的な課題として、以下の3つの重点項目を設定しました。

重点1 男女の人権の尊重

男女共同参画による調和のとれた社会の実現を図るための根底をなすものは、人権尊重の精神と男女平等観の確立についての心の育成です。

すべての人が同じ人間として、生きるよろこびを享受できる社会の実現に向けて、人間としての在り方、生き方を真摯に求めるための教育、学習や啓発活動を進めることが必要です。

重点2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)[※]への取組

ワーク・ライフ・バランスの実現は、男女がともに働きやすくなることで、様々な分野での女性の参画と能力発揮を促進します。

長時間労働をはじめとした働き方を見直し、家庭のなかで主に女性とその役割を担ってきた子育てや介護について、男女が共同して果たすことや、社会全体で支えていく仕組みづくりが一層重要になっており、ワーク・ライフ・バランスの推進は、少子高齢社会において重要な課題となっています。

重点3 男女間のあらゆる暴力根絶に向けた取組

暴力は、その対象の性別や当事者の間柄等を問わず、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた根絶のための幅広い取組を総合的に推進することが必要です。

※仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)：

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。このような社会が実現することで、多様性を尊重し、仕事と生活が好循環を生む活力ある社会が形成され则认为られている。

第2章

計画の体系と内容

1 計画の体系

目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画意識の確立

P12

方針1

男女の人権の尊重や男女共同参画についての教育・啓発活動の推進

施策1 家庭教育・社会教育における男女共同参画の推進

施策2 保育園・学校における男女平等教育の推進

施策3 広報・メディアにおける男女の人権の尊重

施策4 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施策5 女性のエンパワーメントの支援

方針2

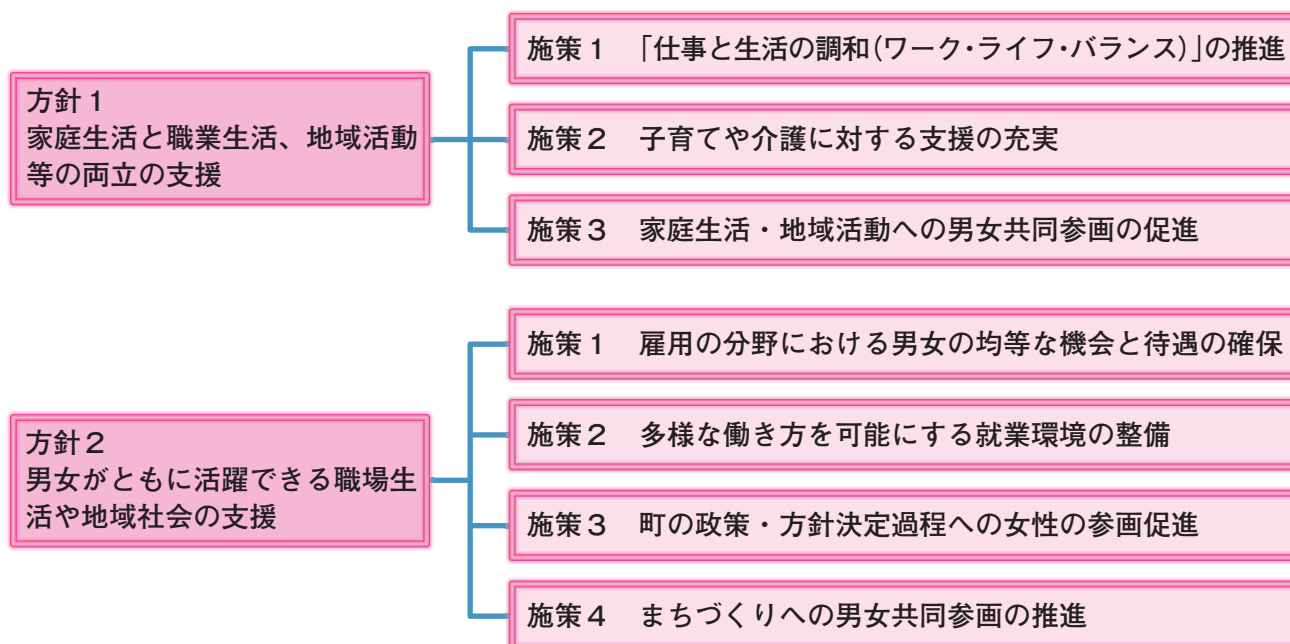
男女共同参画意識の高揚に向けた国際協調の推進

施策1 国際的視野に立った男女共同参画の推進



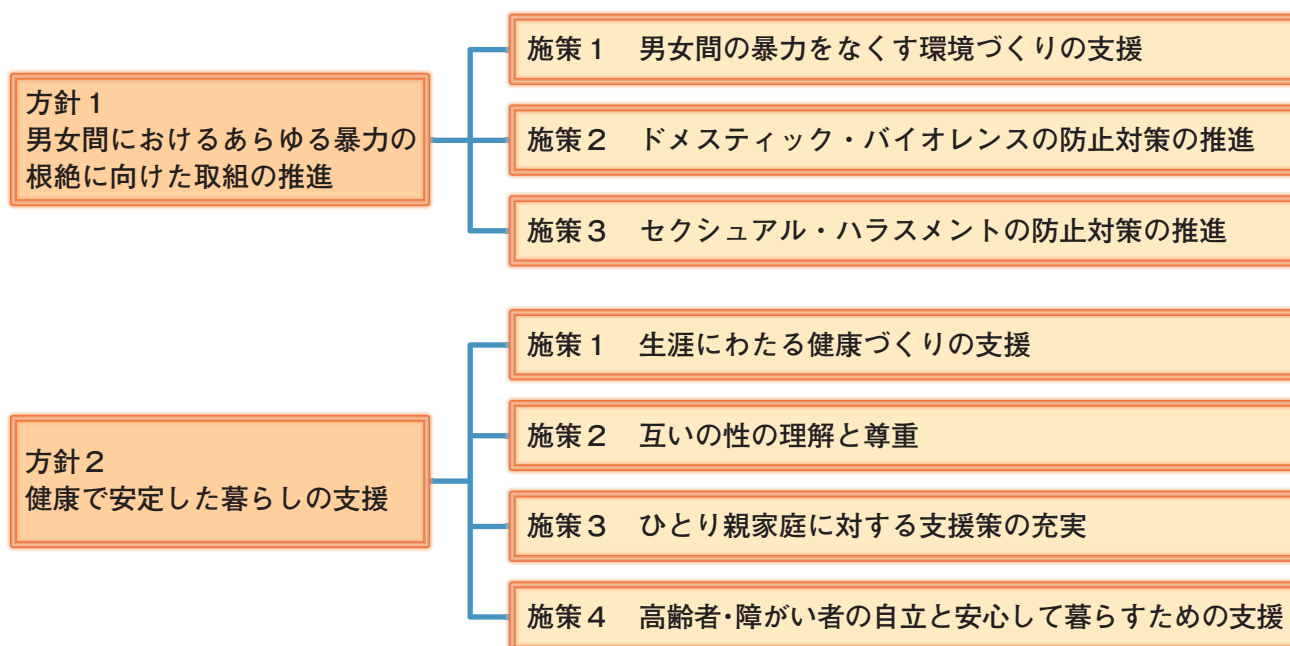
目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けての

家庭・地域社会・職場づくりの推進 P19



目標Ⅲ 生命と性が尊重され、

健やかな生活が確保できる社会の形成 P26



2 計画の内容

目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画意識の確立

現状と課題

男女共同参画社会の基礎にあるのは、人権の尊重です。一人ひとりの人格を尊重し合い、あらゆる分野で、その個性と能力を十分発揮できるような生き方が尊重されることが必要です。

平成21年に町が実施した町民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方に「同感しない」と答えた全体の割合は47.2%で、「同感する」は12.8%でした。

しかしながら、実際の家事分担を見ると、ほとんどの家庭で主に妻が行っている等、性別による役割分担意識は、日常生活の中に依然として根強く残っています。人々の生き方が多様化している一方、社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっておらず、女性の社会参画や男性の家庭生活への参画を困難にするなど、個人の行動や生き方の選択を狭めています。

「社会の慣習・しきたりなど」「政治の場」において、男性の方が優遇されている（「どちらかといえは男性の方が優遇されている」を含む）と考える町民の割合は高く、6割を超えています。

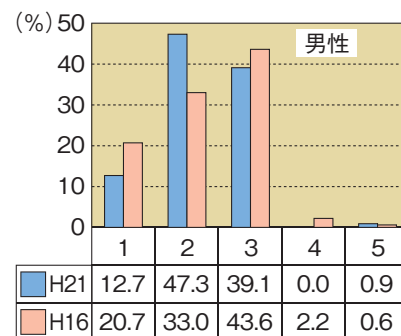
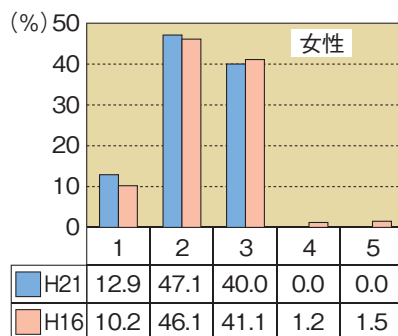
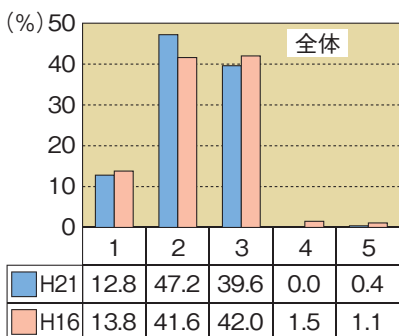
性別によって役割を固定化する考え方は、時代とともに変わりつつあるものの、長い時間のなかで形成されたものであり、即座に払拭することは難しいことから、男女共同参画に関する認識が深まるような広報・啓発活動を継続して実施していく必要があります。また、学校や家庭・地域などのあらゆる分野において、個人としての尊厳を大切にする教育・学習を推進する取組が重要になります。

方針

- 1 男女の人権の尊重や男女共同参画についての教育・啓発活動の推進
- 2 男女共同参画意識の高揚に向けた国際協調の推進

●「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定化する考え方がありますが、あなたはごどう思いますか。

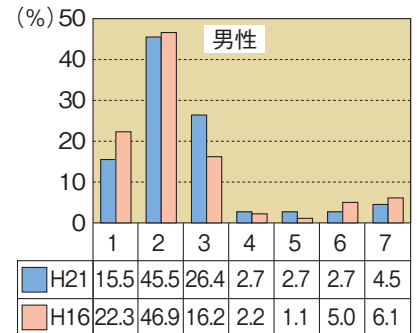
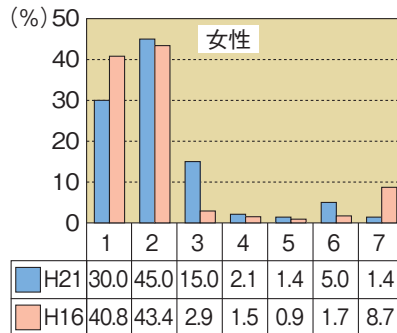
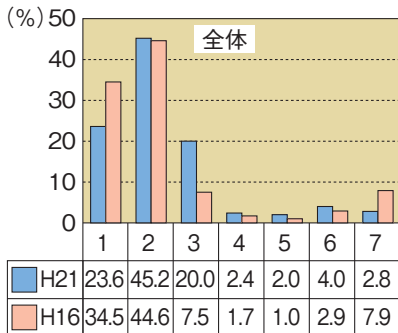
- | | | |
|--------|---------|-------------|
| 1 同感する | 2 同感しない | 3 どちらとも言えない |
| 4 その他 | 5 無記入 | |



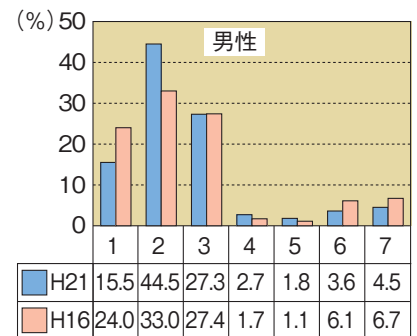
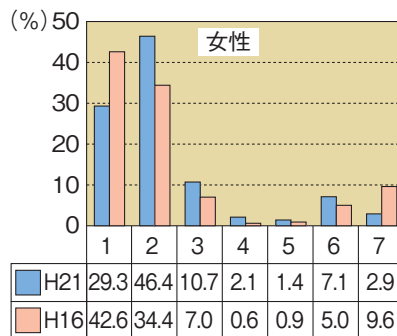
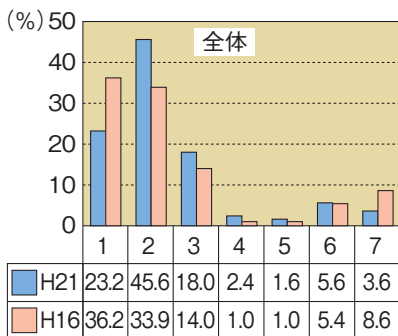
●あなたは男女の立場についてどのように感じていますか。

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1 男性の方が優遇されている | 2 どちらかといえば男性の方が優遇されている |
| 3 平等である | 4 どちらかといえば女性の方が優遇されている |
| 5 女性の方が優遇されている | 6 わからない |
| 7 無記入 | |

○社会の慣習・しきたりなどにおいて

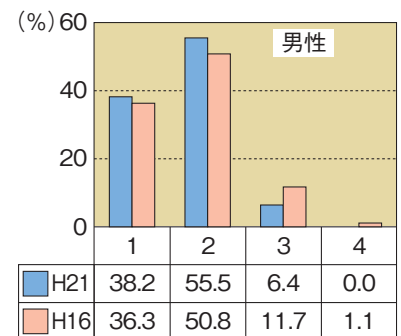
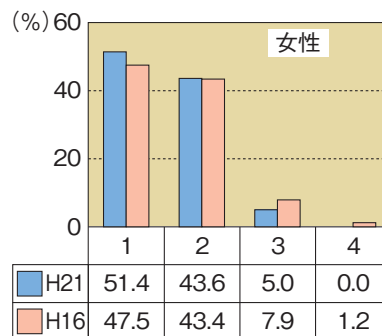
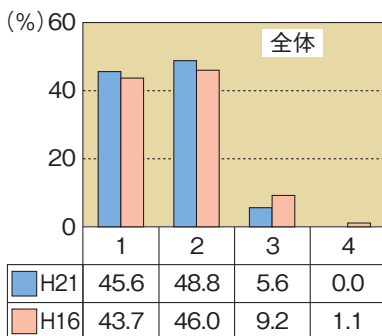


○政治の場において



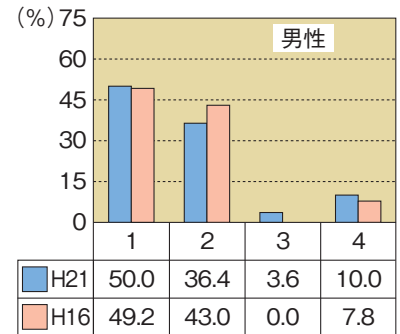
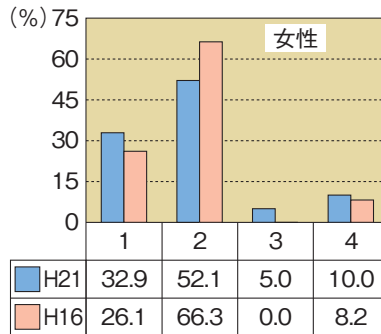
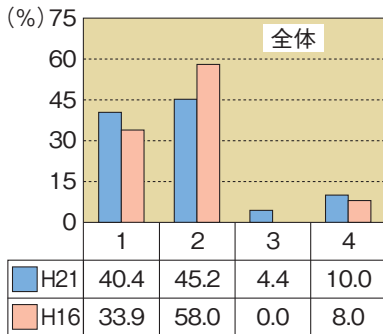
●家庭における教育に「男だから」「女だから」という性差別的意識があると思いますか。

- | | | | |
|------|--------|---------|-------|
| 1 思う | 2 思わない | 3 わからない | 4 無記入 |
|------|--------|---------|-------|



●「女の子らしく」とか「男の子らしく」といった性別による躰や教育についてどのようにお考えですか。

- 1 男女の役割分担を考え、女子と男子は区別してそれぞれの性に合った躰や教育をするがよい
 2 成人として自立するため、男子も女子も性による区別はせず同じように躰や教育をするがよい
 3 その他 4 無記入



方針 1 男女の人権の尊重や男女共同参画についての 教育・啓発活動の推進

男女が性別にかかわらず個人として人権が尊重されるための教育を推進するとともに、家庭や地域において男女共同参画についての理解を深めることができるよう、学習機会の充実を図ります。

性別による固定的な役割分担意識が反映された社会制度・慣行を見直し、男女が対等な社会の構成員として活躍できるよう、男女共同参画への理解を促すための広報・啓発活動を行います。

施策 1 家庭教育・社会教育における男女共同参画の推進

①男女共同参画の視点に立った家庭教育への支援

- ・教育講座の開催や宣伝広告の配布等を行い、家族が男女共同参画の視点に立った子育てができるよう相談体制の充実を図ります。

②男女共同参画に関する学習機会の充実

- ・男女共同参画の社会づくりについての理解を深めるため、公民館での講座等を企画し、生涯を通じた学習機会を提供します。

③男女がともに学習に参加するための条件整備

- ・講座や教室等の開催にあたって、開催する時間帯・場所の工夫、託児の実施等を行い、多くの町民が参加しやすいよう配慮します。



施策2 保育園・学校における男女平等教育の推進

①指導内容の充実

- ・子どもの発達段階に合わせた適切な性教育や男女平等に関する教育を推進します。また、自立及び望ましい勤労観、職業観を育むため、技術・家庭科教育や職場体験学習等の充実を図ります。

②進路指導の充実

- ・固定的な男女の役割分担にとらわれず、個々の能力や適性に応じて主体的に進路の選択ができるよう、情報提供の充実を図ります。

③教職員等の男女共同参画に関する理解の促進

- ・学校運営全般に男女共同参画の視点が生かされるよう、教職員、保育士、保護者等に対する研修等の充実を図ります。



施策3 広報・メディアにおける男女の人権の尊重

①広報活動・啓発活動の実施

- ・「男女共同参画週間」に合わせた関連図書の紹介等、男女共同参画推進に向けた広報・啓発活動を行います。

②情報の収集及び提供

- ・関連図書や行政資料等の情報を収集し、ホームページ等町の広報媒体を活用して町民への情報提供に努めます。

③メディアにおける人権の尊重

- ・男女共同参画の視点に立った行政刊行物の作成に向け表現の仕方に配慮するとともに、町の職員、報道機関等への周知を図ります。

④メディア・リテラシー* (情報教育)の向上

- ・男女共同参画の視点から様々な情報を正しく読み解き、自分の生き方や社会の在り方を的確に判断することができるよう、メディア・リテラシーの向上を図ります。

施策4 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

①統計調査の実施

- ・男女共同参画に関する意識調査や実態調査等を行い、町民需要の把握に努め、施策に反映します。

※メディア・リテラシー：

情報メディアを批判的に読み解いて、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き活用する能力のこと。

②男女共同参画に関する職員研修の充実

- ・率先して男女共同参画社会の実現を担えるよう、町の職員を対象とした研修を行います。

施策5 女性のエンパワーメント※の支援

①学習機会の充実

- ・女性が様々な分野に参画し、自己実現ができるよう自主的な学習機会や情報を提供します。

☆一人ひとりの取組☆

- ・男女共同参画について聞いたり学んだりしたことを、家庭のなかで話し合しましょう。
- ・幼い頃から家事の手伝いを習慣とし、家庭のなかで助け合い、思いやりの心を持てるようにしましょう。
- ・「男だから」、「女だから」と性別だけで能力を判断し、役割を決めつけるのではなく、その子の持つ個性や能力を伸ばす視点を持って育てましょう。
- ・「男のくせに」、「女のくせに」でなく、人として多様な生き方を認め合しましょう。
- ・身のまわりで、性別を理由とする不合理な慣行やしきたりがある場合は、これを見直しましょう。
- ・メディアが発する情報はすべて正しいとは限りません。メディアからの情報を読み解き、正しく判断できる力を身に付けましょう。

☆職場での取組☆

- ・男女ともに、学校行事やPTA活動等のための休暇を取得しやすい職場づくりに努めましょう。
- ・職場内研修を行い、男女共同参画推進の重要性について理解を深めましょう。
- ・メディアを活用して、広報・宣伝を行う際には、人権に配慮した表現を用いるようにしましょう。



※女性のエンパワーメント：

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を発揮し、行動していくことを指している。

方針2 男女共同参画意識の高揚に向けた国際協調の推進

男女共同参画の視点から、外国の方との交流等により、互いに理解し合い、考え方や生活を見直します。

施策1 国際的視野に立った男女共同参画の推進

①地域の国際化の推進

- ・国際理解の推進に向け、外国人の方との交流イベントや語学教室等を開催します。また、在住外国人にとって暮らしやすい環境を整備するため、生活情報の提供や相談の充実を図ります。

②情報提供の充実

- ・世界における女性の現状への理解を深めるため、国際的な動向について町民へ情報提供を行います。

☆一人ひとりの取組☆

- ・身近に暮らす外国人の文化を尊重し、共に地域に暮らす一員として、協力しましょう。
- ・世界の様々な国・地域における女性の現状を認識し、国際社会の視野に立って男女平等について考えていきましょう。

☆職場での取組☆

- ・外国人の働きやすい職場環境づくりに努めましょう。



◆◆◆計画推進のために I ◆◆◆

事業の内容	所管課
男女共同参画に関する図書・映像資料等の紹介をします。	教育こども課 総務課 関係各課
男女共同参画の意識啓発を、クローズアップしもすわやパンフレット等を活用し、積極的に実施します。	教育こども課 総務課
男女平等に関する相談の体制を整えます。	総務課 関係各課
男女共同参画社会実現に向けた意見・情報交換等の場を提供します。	教育こども課 総務課
男女共同参画に関する研修への情報提供や講師紹介を行います。	教育こども課 総務課
生涯学習事業において開催する講座においては、男女共同参画の視点を取り入れて開催します。	教育こども課 関係各課
事業者に対し男女平等に関する啓発を目的としたパンフレット等の配布をするなど情報提供を行います。	産業振興課 総務課
セクシュアル・ハラスメント等暴力のない職場づくりのために、情報の提供をします。	産業振興課 総務課
クローズアップしもすわ等により、起業セミナー等の情報提供を行い、起業を望む女性及びすでに事業を起している女性の支援をします。	産業振興課 総務課
女性団体連絡会、公民館分館、PTA等による女性の人材育成を促進します。	関係各課
性別によらない教育や指導をさらに充実します。	教育こども課
保育士、教育員等の男女共同参画の研修を行います。	教育こども課
女性のエンパワーメントを支援します。	関係各課
男女共同参画の視点から公共施設等の掲示物等を点検します。	関係各課
町の発行する刊行物については、男女共同参画の視点から差別的表現の内容について点検します。	全課
下諏訪町で暮らす外国の人々が生活しやすいように地域の人とともに暮らしやすい生活環境の整備を支援します。 家庭ゴミの出し方ガイドブックの発行（英語・タガログ語・中国語・ポルトガル語）	住民環境課



目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けての 家庭・地域社会・職場づくりの推進

現状と課題

個人が充実した人生を送るためには、生涯の各々の段階に応じた選択により、「仕事」と「仕事以外の生活」をバランスよく調和させることが必要です。しかし現実の社会では、長時間労働等、仕事に追われ、心身の疲労から地域活動や自己啓発の場に参加できないばかりか、その影響が家庭や地域社会にも及んでいます。また、不景気の影響から派遣切り、低賃金、失業等、雇用の問題も出てきており、地域活動に参加する意欲を持ってない人もいます。そこで、男女がともに自分らしい生き方を選択でき、あらゆる年代において、仕事と子育て・介護などが両立できる社会にするためには、働き方の見直しを含む「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を推進する必要があります。

自治会やPTAなどの地域に密着した活動においては、女性の活躍がみられる一方で組織の長には男性が就くという事例が今なお多くみられます。町民の生活基盤である地域社会をより豊かなものにするためには、男女が役割分担意識にとらわれず、日常的な活動の担い手として男性の参加を促進するとともに、地域の意思決定過程への女性の参画を拡大することが必要です。

さらに防災の分野では、近年の災害発生時の経験から男女の需要の違いに応じた防災対策が求められており、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画の策定や災害復興体制を確立するとともに、地域防災の取組への女性の参画を促進します。

町・町民・事業者がともに連携し、「性別による固定的な役割分担の解消」や「働き方の見直し」など社会全体の意識改革に協働で取り組み、「仕事と生活の調和」の実現をめざします。

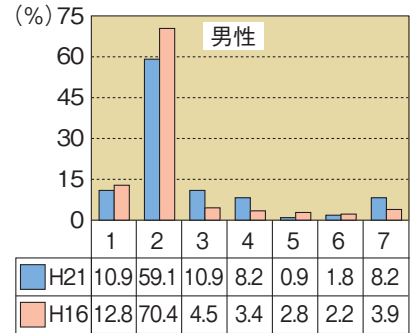
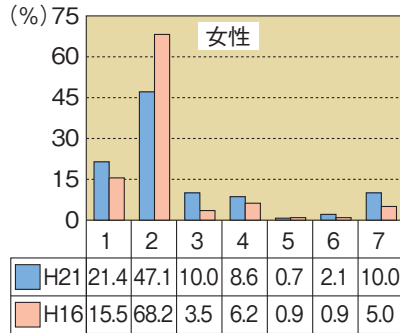
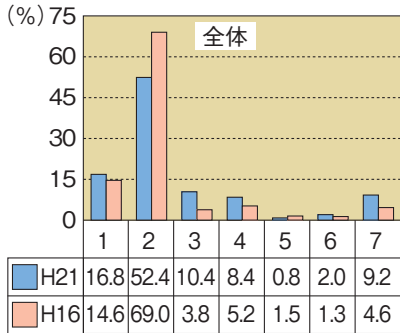
方針

- 1 家庭生活と職業生活、地域活動等の両立の支援
- 2 男女がともに活躍できる職場生活や地域社会の支援



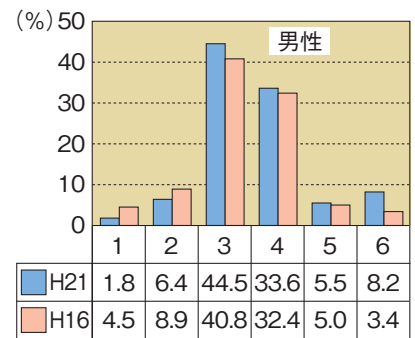
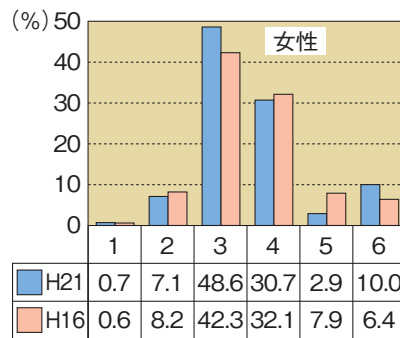
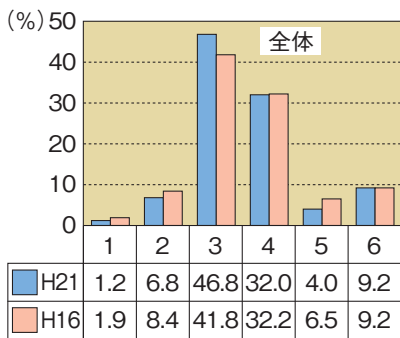
●あなたのご家庭では家事分担をどのようにされていますか。

- 1 女性のみ
2 主として女性が行い、男性は手伝う
3 女性と男性とが半々に分担する
4 家族全員で分担する
5 ほとんど男性
6 その他
7 無記入



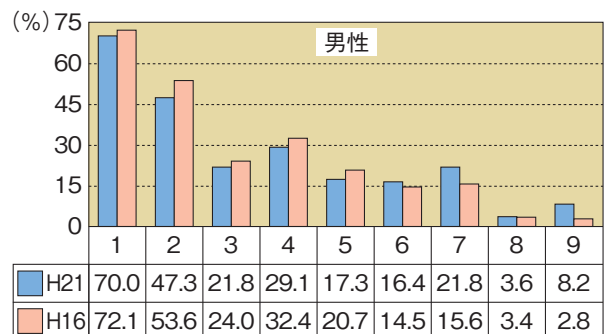
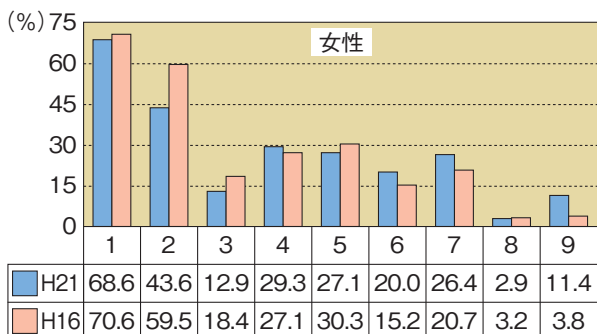
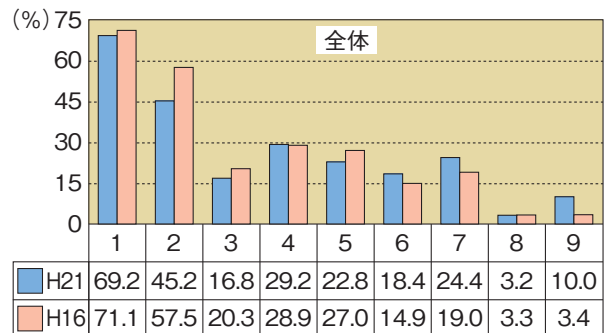
●女性が職業を持つことについてどのようにお考えですか。

- 1 職業を持たない方がよい
2 結婚・出産までは職業を持つことがよい
3 子どもができれば仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つことがよい
4 職業を持ち、結婚後も仕事を続けることがよい
5 その他
6 無記入



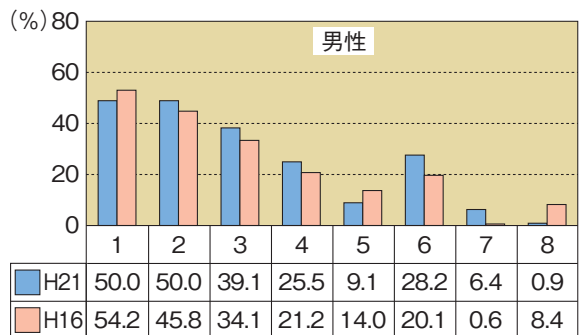
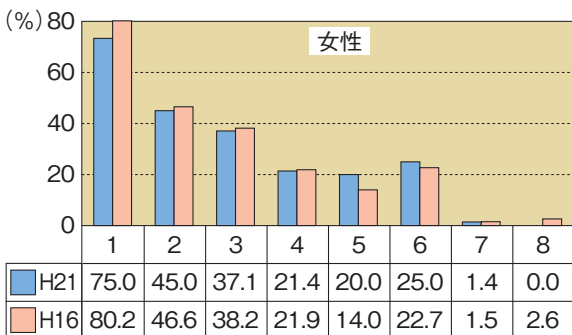
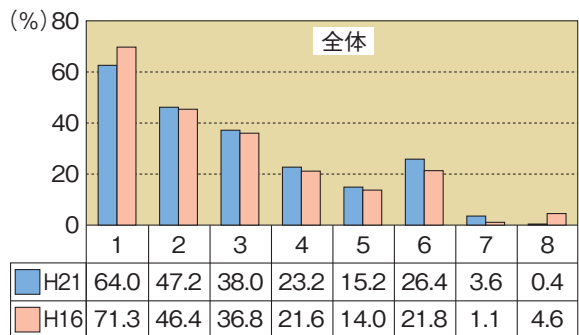
●女性が働き続けるのに障がいとなっていることはどんなことだと思いますか。(複数回答)

- 1 育児
2 高齢者・病人等の介護
3 子どもの教育
4 家事
5 家族の協力が得られない
6 労働時間が長い
7 結婚・出産退職の慣行がある
8 その他
9 無記入



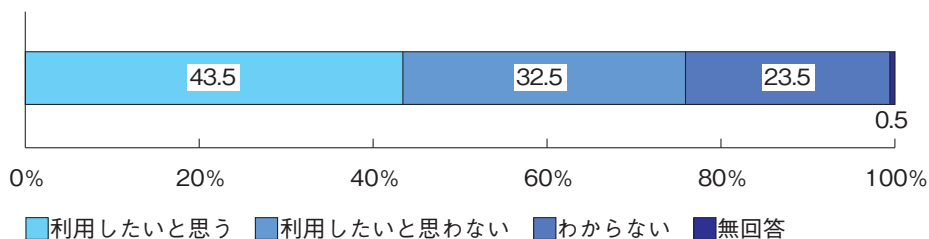
●女性が再就職しようとする場合、どんなことが問題になると思いますか。(複数回答)

- 1 年齢制限
- 2 勤務条件の低下
- 3 低賃金
- 4 技術的についていけない
- 5 家族の理解が得られない
- 6 女性はすぐ辞める、労働能力が劣るという考え方がある
- 7 その他
- 8 無記入

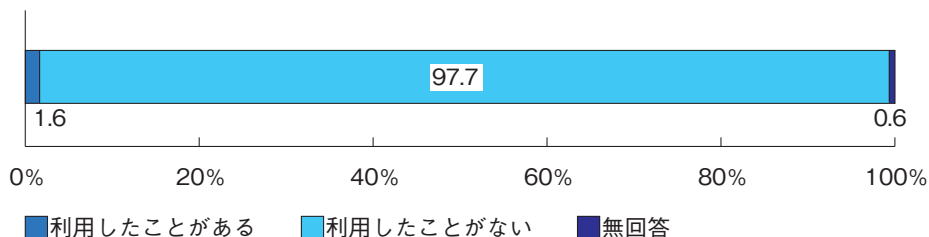


●男性の育児休業制度の利用意向 (県)

平成21年度に長野県が実施した「職場における子育て支援に関する調査」によると、男性の43.5%が育児休業制度を利用したいと思っている一方、利用したことがあるのは1.6%にとどまっています。



○育児休業制度の利用状況



資料：長野県企画課「職場における子育て支援に関する調査」(平成21年度)

方針 1 家庭生活と職業生活、地域活動等の両立の支援

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」に関する理解を進めるための普及・啓発を行うとともに、多様な生活様式に対応した子育て介護支援等の充実を図ります。

施策1 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の推進

①「仕事と生活の調和」の普及・啓発

・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の普及・啓発を行います。

②両立支援に向けた企業の取組の推進

・仕事と生活の両立支援のため、育児・介護休業制度や時間外労働の制限、短時間勤務制度等の定着及び利用促進を推進します。

③町における積極的取組の推進

・企業等の模範となるよう、町が率先して育児休業等の取得を促進するための環境づくりに取り組みます。

施策2 子育てや介護に対する支援の充実

①多様な保育サービスの充実

・多様化する保育需要に対応したサービスの提供に努めます。

②地域の子育て支援体制の充実

・地域で子育てを支援する環境を整備します。

③子育てに関する相談や情報提供の充実

・子育てに対する負担感や不安の解消を図り、安心して子育てが行えるよう、相談体制や情報提供の充実を図ります。

④介護保険制度の充実

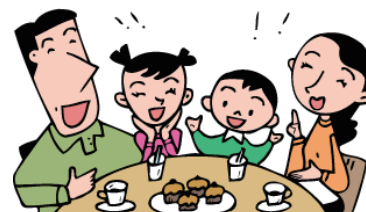
・介護サービスの充実を図り、介護の負担が家族に集中しないよう取り組みを進めます。



施策3 家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進

①男性の家庭生活への参画支援

・男性が家庭生活と仕事を調和させた生活を送れるよう、学習機会や情報を提供します。



☆一人ひとりの取組☆

- ・多様な価値観、生き方を認め合いましょう。
- ・家事、育児、介護など家庭のことは、一人に負担がいかないよう家族みんなでいきましょう。
- ・育児や介護のための育児休業・介護休業・子の看護休暇など、職場の制度を男性も積極的に活用していきましょう。

☆職場での取組☆

- ・男女がともに、ゆとりを持って働き、家庭や地域とのバランスのとれた生活を送れるよう、就業環境の整備を進めましょう。
- ・育児・介護休業制度について、従業員に周知するとともに、これらの制度を利用しやすい職場づくりに努めましょう。

方針2 男女がともに活躍できる職場生活や地域社会の支援

男女がともに、意欲と能力を十分発揮していきいきと働くことができるとともに、多様な働き方にも対応した柔軟な職場環境を整えます。また、より生活しやすい豊かな地域社会を築いていけるようボランティア活動や自治会等の様々な地域活動に参画し、地域の活性化を図ります。

施策1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

①労働に関する法制度の周知・徹底

- ・男女雇用機会均等法等の履行を確保するため、国・県等関係機関と連携して法及び制度の周知・徹底に取り組み、雇用の場の男女共同参画を推進します。

②相談体制の充実

- ・国・県等関係機関と連携して、雇用に関する相談機会の充実を図ります。

③職場での積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進

- ・国・県等関係機関と連携して、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において活動に参加する機会を積極的に提供し、個々の状況に応じて実施する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を推進します。

施策2 多様な働き方を可能にする就業環境の整備

①パートタイム、派遣労働者等の多様な働き方への支援

- ・国・県等関係機関と連携し、パートタイム就労等における多様な就業需要に対応するとともに、雇用の安定等に関して企業に啓発を行います。

施策3 町の政策・方針決定過程への女性の参画促進

①審議会等委員への女性の参画の促進

- ・審議会等委員への積極的な参画を促進するため女性の登用を推進します。

②女性職員の登用、職域拡大の推進

- ・女性が能力を発揮できるよう女性職員の登用、職域拡大を推進します。

③多様な段階での町民意見の募集・聴取の推進

- ・町民と行政が一体となってまちづくりを進められるよう、参画機会の拡充を行います。



④透明性の確保

- ・様々な情報を積極的に公開し、わかりやすい情報の受発信に努めます。

施策4 まちづくりへの男女共同参画の推進

①まちづくりや地域活動への男女共同参画の促進

- ・男性の地域活動への参画を促進するとともに、女性の地域における意思決定の場への参画を促進し、男女がバランスよく活動できるよう働きかけます。



②NPO活動やボランティア活動の支援

- ・町民と行政が協働してまちづくりを進めていくことをめざして、男女がともに参加でき、町民活動がより活発に展開できる環境整備の推進を図ります。

③防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

- ・災害時の経験を踏まえた男女の需要の違いに応じた防災計画の策定や、防災活動への女性の参画を働きかけます。

☆一人ひとりの取組☆

- ・性別に関係なく女性も男性も、対等に働くという意識を持ちましょう。
- ・仕事等に関する知識や技術の向上などを図り、いきいきと働けるようにしましょう。
- ・自己実現を可能にするため、男女ともにチャレンジする意識を持ちましょう。
- ・女性は、政策・方針決定の場に積極的に参画し、男性はその手助けをしましょう。
- ・催しや講座等に積極的に参加し、男女共同参画について学習したことをみんなに広めていきましょう。
- ・積極的に地域活動に参加し、行政の仕組みやまちづくりに関心を持ちましょう。

☆職場での取組☆

- ・男女雇用機会均等法、パートタイム労働法等の法律を遵守しましょう。
- ・職場における男女の固定的役割分担を見直し、性別にかかわらず一人ひとりが能力を発揮し、いきいきと働ける職場環境づくりに努めましょう。
- ・職域の拡大や昇進等では、性別の違いでなく、一人ひとりの能力等に基づいて判断し、男女がともに活躍できる環境づくりに取り組みましょう。
- ・従業員が、地域活動に参加しやすいよう配慮しましょう。

◆◆◆計画推進のためにⅡ◆◆◆

具 体 的 施 策	所管課
男女共同参画推進学習や男性が参加しやすい講座の時間・内容を企画し、参加を促進します。	教育こども課 健康福祉課 総務課
下諏訪町児童育成計画・下諏訪町次世代育成支援計画を実践し、子育て支援の充実を図ります。	教育こども課 健康福祉課
クローズアップしもすわ等により、女性の就業、継続就業、再就職のための情報を提供します。 事業所における短期間勤務やSOHO* (Small Office Home Office)等の多様な働き方に関する情報を提供します。 ※SOHOとは： パソコンなどの情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独自自営型の就労形態のこと。	産業振興課 総務課
育児・介護休業制度活用のための情報提供を実施します。	産業振興課 教育こども課 健康福祉課 総務課
長時間保育・未満児保育・土曜保育・一時保育・児童健全育成事業等、多様な子育て支援の充実を図り、その家族に対する支援をします。 ☆ブックスタート事業、ファミリーサポート事業、子ども人権ネットワーク事業	教育こども課
町職員に対して、男女共同参画推進及び施策への理解を深めるための研修を行います。 ☆セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりのために、職員に向けた研修実施	総務課
審議会等委員に対し、男女共同参画に関する情報提供を行います。	各審議会等所管課
平成27(2015)年までに、町の審議会等の女性委員の参画比率、35%をめざします。	各審議会等所管課
女性委員ゼロの審議会等をできる限りなくします。 ☆町の審議会・委員会等における男女共同参画状況（平成22年4月1日現在） 審議会・委員会等数 31 内、女性のいない委員会等 8	各審議会等所管課
町内会等地域における男女の役員比率の把握に努めます。	総務課
各所管課における男女共同参画施策をチェックします。	全課
町の男女共同参画の推進状況について毎年報告書を作成し公表します。	総務課
施策の実効性を高めるために、男女共同参画推進を阻害する要因について調査・研究します。	全課
町のあらゆる計画は男女共同参画の視点を導入して策定します。	全課
各課に下諏訪町役場男女共同参画推進会議委員を任命します。	総務課
男女共同参画に関する条例、行動計画、施策等の普及啓発に努めます。	総務課

目標Ⅲ 生命と性が尊重され、 健やかな生活が確保できる社会の形成

現状と課題

暴力やセクシュアル・ハラスメント*など、性別によって人権を侵害する行為は後を絶たず、その被害者の多くが女性です。このような問題は、根絶に向けて早急に対応していかなければなりません。そこで、女性に対する暴力の防止について認識を深めるための啓発活動を行うとともに、相談体制の充実や被害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し効果的な支援をすることが必要となります。

すべての人が心身ともに健康で心豊かに過ごすためには、男女が互いに十分理解し合い、思いやりを持って生きていくことが重要です。特に、女性は、妊娠や出産の可能性があるため、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面します。

発達段階に応じて性に関する正しい知識を身に付け、互いの性を理解し合い人権を尊重するとともに、対等な関係のなかで、妊娠・出産について決定できるよう、教育や啓発を行うことが必要です。さらには、男女がそれぞれの健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育や保健指導などの取り組みを支援します。

また、ひとり親家庭で経済的に厳しい状況におかれている町民が、安定した生活が送れるような支援や、高齢者、障がい者についても、社会を構成する一員として社会参画の機会を拡大し、まちづくりに取り組めるよう支援する必要があります。

方針

- 1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- 2 健康で安定した暮らしの支援

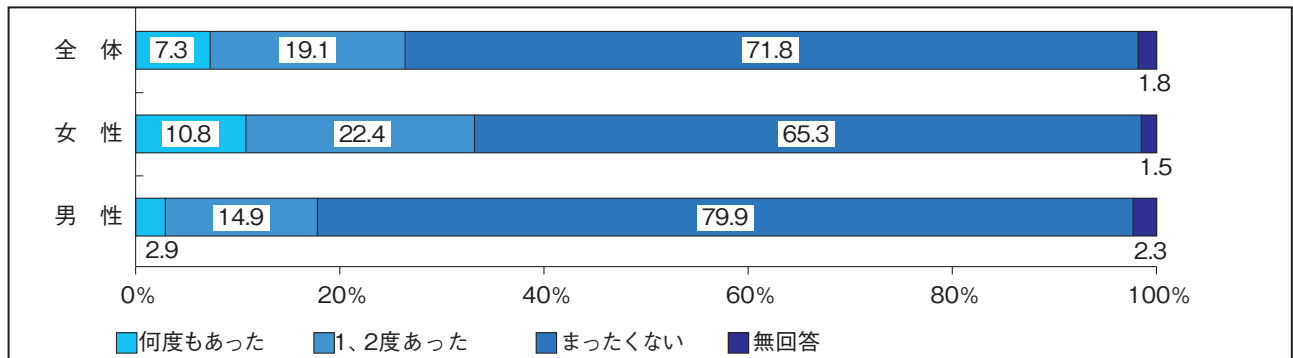


※セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)：

社会的・文化的・心理的なものを含め、相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、公衆の場へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、「相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与え、また、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。」と考えられる。

●配偶者からの暴力による被害経験(国)

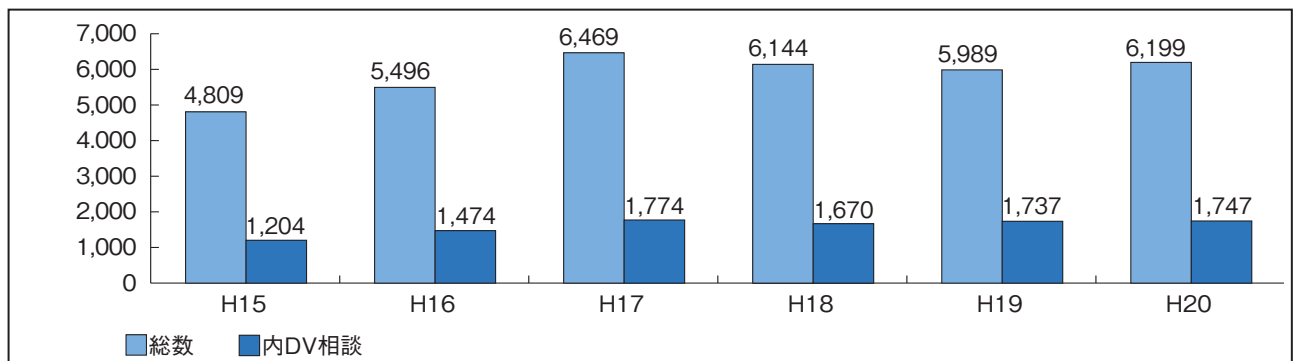
平成20年度に実施した内閣府の調査によると、配偶者からの暴力被害は女性では3人に1人が経験しています。



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」(H20)

●女性相談件数(県)

長野県内の女性相談の総数は、約6,000件程度で推移しており、そのうちドメスティック・バイオレンス(DV)*相談件数は約3割を占めています。



資料：長野県社会部調

方針1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

配偶者等からの暴力や職場等でのセクシュアル・ハラスメントの防止等により、性別による権利侵害のない環境を整備します。また、メディアに対しては、表現される側の人権に十分配慮した自主規制等の対策を働きかけます。

施策1 男女間の暴力をなくす環境づくりの支援

①女性への暴力防止に向けた啓発の推進

- ・ドメスティック・バイオレンス(DV)、性暴力、売春、買春、セクハラ、ストーカー行為等は、重大な人権侵害であるという認識を深め、その発生の防止や早期発見に向け、効果的な取り組みを促進します。

*ドメスティック・バイオレンス(DV)：

配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力で、身体的、精神的、経済的、性的暴力をいう。

②女性への暴力についての実態把握

- ・女性に対する暴力についての実態を把握するため、実態調査を実施するとともに、関係機関との連携を深め相談体制の充実を図ります。

③安心して暮らせるまちづくり

- ・町民が安心して暮らすことができるよう、地域の安全を守るための取り組みを進めます。

施策2 ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止対策の推進

①防止に向けた啓発活動の推進

- ・配偶者等による暴力が重大な人権侵害であることについての社会認識を深め、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発活動を行います。

②被害者支援

- ・関係機関との連携を図りながら、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者に対する相談体制の充実や被害者保護等の取り組みを進めます。

施策3 セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進

①防止に向けた啓発活動の推進

- ・職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向け、事業者に対策の徹底を働きかけるとともに、町においても率先した取り組みを推進し、教育の場や地域活動においても効果的な防止対策を講じます。

☆一人ひとりの取組☆

- ・何気ない言動で相手を傷つけないよう気を付けましょう。
- ・ドメスティック・バイオレンス(DV)は重大な人権侵害であるということを認識し、被害の潜在化を防ぐため、隣近所での声掛けや関係機関への相談など積極的に援助しましょう。

☆職場での取組☆

- ・セクハラ防止に向けて、研修に積極的に参加するとともに、従業員が気軽に相談できる体制を整えましょう。

方針2 健康で安定した暮らしの支援

男女が互いの性を理解し合い、人権を尊重するよう、正確な知識・情報を提供するとともに、年齢に伴い変化する生活段階に応じた健康づくりを支援します。また、高齢者等が、地域のなかで自立し安心して暮らせるよう支援します。

施策1 生涯にわたる健康づくりの支援

①母子保健対策の充実

・安全な出産や乳幼児の健やかな発育に向け、女性が安心して妊娠・出産期を過ごせるよう健康診査、相談、指導体制等の充実を図ります。

②生活段階に応じた健康の保持・増進

・女性の思春期、妊娠出産期、更年期、高齢期などの生活段階に応じた健康づくりを支援し、様々な不安やストレスの軽減を図るため心身両面において相談等の充実を図ります。

③健康を脅かす問題についての対策の推進

・覚醒剤、喫煙、飲酒等が健康へ及ぼす影響について情報提供を行い、自己健康管理の指導と啓発を図ります。

施策2 互いの性の理解と尊重

①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ[※]についての啓発

・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する知識の浸透を図るための啓発を行います。

②性に関する教育の充実

・自分自身を大切にするとともに、相手の心身の健康についても思いやりの心を持てるよう、発達段階に応じた適切な性教育を実施します。

③性に関する相談機会や情報の提供

・性感染症やHIV感染症を予防するための教育を推進し、正しい知識の普及や相談の充実を図ります。



施策3 ひとり親家庭に対する支援策の充実

①ひとり親家庭に対する自立等の支援

・ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、子育て支援とともに相談機能の充実を図ります。



※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。その中心課題は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなどであり、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く議論されている。

施策4 高齢者・障がい者の自立と安心して暮らすための支援



① 高齢者・障がい者の就業機会の拡大及び自立支援

- ・高齢者や障がいのある人が自己の能力や経験を生かして社会参画ができるよう、就業相談や情報提供を行います。

② 地域社会における交流支援

- ・高齢者や障がいのある人が地域のなかで生きがいを持って元気に生活できるよう、学習・交流の場を提供します。

③ 介護サービスの充実

- ・高齢者が安心して暮らせるよう、介護サービスの質的向上を図るとともに、ひとり暮らしの高齢者に対する支援や家族介護者の負担軽減に向けた整備を進めます。

④ 相談体制の充実

- ・地域のなかで安心していきいきとした生活を送れるよう、相談体制の充実を図ります。

⑤ 人にやさしいまちづくりの推進

- ・建物、公共交通機関等におけるバリアフリーを推進し、すべての人が安心して生活できるまちづくりを進めます。

☆一人ひとりの取組☆

- ・男女がともに、性に関する正しい知識を身に付け、互いに尊重し合える関係を築きましょう。
- ・日頃から、自身の健康状態に気を付け、1年に1回は健康診断を受けましょう。

☆職場での取組☆

- ・従業員がいきいきと働けるよう、従業員の健康づくりに努めましょう。
- ・妊娠中や出産後の女性従業員の健康の保持には、十分な配慮をしましょう。
- ・就業を希望する高齢者・障がい者に対して、働く場の提供に努めましょう。

相談窓口

- 下諏訪町役場
☎0266(27)1111
- 長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”
☎0266(22)8822
- 長野県女性総合センター
☎026(235)5710
- 諏訪福祉事務所
☎0266(57)2911
- 児童虐待・DV24時間ホットライン
☎0263(91)2410
- 長野県警察本部警察安全相談室
☎026(233)9110

毎月第2火曜日

午前10時～午後3時

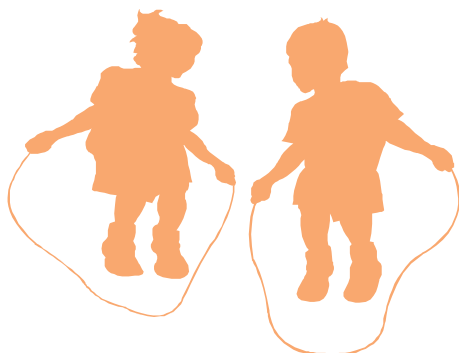
‘下諏訪協働まちづくりサポートセンター’
にて女性相談を行っています。
直接お越しく下さい。

☎0266-27-1111
(内線257) 総務課 企画係

ドメスティック・バイオレンス(DV)等の問題は、ひとりで悩まずご相談ください。

◆◆◆計画推進のためにⅢ◆◆◆

事業の内容	所管課
男女平等や性と生殖に関する健康と権利の問題に関する情報や学習の場の提供を行います。	健康福祉課 総務課
民間シェルター※の設立・運営に関する情報の提供等支援をします。 ※民間シェルターとは： ドメスティック・バイオレンス(DV)被害女性が加害者から逃れるための緊急一時的な保護施設(シェルター)のこと	教育こども課 総務課
保育園、学校、警察等関係者との連携を強化し虐待等の防止に努めます。	教育こども課 健康福祉課 総務課
ドメスティック・バイオレンス(DV)等人権侵害を防止するための相談や、学習の機会を提供します。	教育こども課 健康福祉課 総務課
あらゆる町民活動グループが男女共同参画を念頭に活動できるよう、学習機会等の提供を行います。	産業振興課 総務課
男女共同参画の視点から、次世代を担う若者を支援します。	関係各課
男女共同参画社会づくりをめざして活動する団体等へ、学習の場の提供や情報・意見交換会の場の提供等支援を行います。	教育こども課 総務課
子育てサークル等の活動を支援します。	教育こども課 健康福祉課
高齢者、障がい者、ひとり親家庭等が、社会参画できるよう情報の提供や活動の場の提供をし、活動を支援します。	教育こども課 健康福祉課
介護、介助についての情報を提供し、介護をする人も受ける人も、ともに社会参画できるよう支援します。	健康福祉課
各区、各種団体の代表者等による「しもすわ男女共同参画推進委員会」を設置します。	総務課
しもすわ男女共同参画推進委員会は目的を同じくする団体等と協働し、積極的に研修、啓発等を推進します。	推進委員会



第3章

計画の推進体制

1 推進体制の充実

(1) しもすわ男女共同参画推進委員会の役割

しもすわ男女共同参画推進委員会要綱第1条に規定する「しもすわ男女共同参画推進委員会」を設置し、委員会は各種団体等と協働して、積極的に研修、啓発、推進を行います。また、男女共同参画に関する調査研究をし、必要に応じて町長に意見、提案します。

(2) 下諏訪町男女共同参画審議会の取組

下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例第18条に規定する「下諏訪町男女共同参画審議会」を町長の諮問機関として設置し、審議会は町長の諮問に応じて調査・審議します。また、施策の基本的事項及び重要事項について、町長に意見を述べます。

(3) 下諏訪町役場男女共同参画推進会議による総合調整

町における男女共同参画の促進に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため、各課の職員を委員とする「下諏訪町役場男女共同参画推進会議」を設置して、連携して取り組みます。

(4) 国・県等関係機関との連携・協力

男女共同参画社会の実現に向けて、国・県等の関係機関と連携・協力し、情報の共有を促進します。

(5) 男女共同参画を推進するための調査実施

男女共同参画に関する現状や町民の意識について実態を把握するため、調査を実施し施策に反映します。

(6) 男女共同参画に関する情報提供の充実

町民・事業者が男女共同参画推進への理解を深め、主体的に取り組めるよう、町の取組状況を、ホームページ等を活用して情報提供の充実を図ります。

(7) 町と町民、事業者、教育関係者との協働

男女共同参画社会の実現には、行政の取組だけでなく町民・事業者・教育関係者の主体的な取組が不可欠です。そのため、町民団体等が行う男女共同参画に関する活動を支援するとともに、各種施策を進める場合にも、町民、町民団体及び事業者、教育関係者と協働して事業を実施することとします。



下諏訪町男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	備考
河西清	識見を有する人
副会長 工藤恵子	//
下條知子	//
高橋昇	//
武居章彦	//
林久美子	//
会長 船坂俊彦	//
宮崎勝博	//
山田松美	//
吉澤すえ子	//

しもすわ男女共同参画推進委員会委員名簿

・団体選出委員

(敬称略・五十音順)

氏名	所属
小河原國正	下諏訪町民生児童福祉委員
荻原静枝	下諏訪町食生活改善推進協議会
河西夕ツ工	下諏訪町保健補導委員会連合会
武居章彦	下諏訪町PTA連合会
武居洋子	下諏訪町連合婦人会
古田則子	下諏訪町消費者の会
柳澤俊康	下諏訪町保育所保護者会連合会
委員長 米山善明	当委員会前副委員長

・各区選出委員

(敬称略・行政区順)

区	第7期	第8期
第1区	山本恵子・吉澤照夫	前田洋子・井上敏郎
第2区	西山美紀・田中洋治	笠原美枝子・中島行彦
第3区	山崎ゆう子・木川充浩	高橋美実・木川充浩
第4区	岩倉由美子・徳永淳公	岩倉由美子・宮坂正彦
第5区	笠原智子・小口照文	栗山朝子・大和正一
第6区	丸山佐和子・栗原則昭	今井芽久美・栗原則昭
第7区	増澤喜久美・花岡進	武居ひろみ・花岡進
第8区	古田幸子・古田和彦	山田未知・古田和彦
第9区	藤澤みつ子・島津榮一	藤澤みつ子・島津榮一
第10区	荒木久美子・本山幸一	荒木久美子・吉澤正彦

○下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例

平成15年12月24日
町条例第30号

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 基本的施策（第11条－第17条）
- 第3章 下諏訪町男女共同参画審議会（第18条－第20条）

附則 前文

男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、ともに参画できる社会を実現することは、みんなの願いです。少子高齢化、情報化、国際化等大きく社会が変化する中において、一人ひとりがいきいきと暮らすことができ、下諏訪町が更に発展を続けるためには、男女が対等な立場で自らの意志と責任により社会参画をすることが重要です。

下諏訪町では、男女共同参画の社会づくりに向けて積極的に取り組んできましたが、まだ多くの課題が残されています。

家庭においては、「男は仕事」「女は家庭」という性別による役割分担意識を無くし、家事、育児、介護を家族みんなで担い、地域においては、「男は主」「女は従」という古い慣習等にとらわれず、男女が対等に地域活動やボランティア活動等に積極的に参画することが望まれています。

事業所においては、育児休業、介護休業制度の積極的運用を図り、男女雇用機会均等法による採用、賃金、昇進、配置等男女差別の無い職場環境づくりが必要です。

また学校教育や生涯学習等あらゆる教育現場においては、人権教育や命と心の教育の充実がなお一層望まれています。

そこで下諏訪町は、子どもからお年寄りまで男女が共に助け合い、男女間における暴力や差別が無く、心豊かにいきいき暮らせる社会をめざしてこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画による社会づくりの基本理念と、町、町民、事業者等それぞれの責務を明らかにするとともに、町が実施する男女共同参画についての施策の基本的な事項を定め、下諏訪町を構成するすべての人の協働と努力によって、だれもが性別にかかわらず、個人として尊重され、あらゆる場において対等に参画できる社会の実現を目指すことを目的とします。

（用語の意義）

第2条 この条例に使う用語の意義は、次に定めるものとします。

- (1) 「男女共同参画」とは、だれもが性別にかかわらず個人として尊重されるとともに、あらゆる場において対等に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮することができ、その結果を分かち合い共に責任を負うことをいう。
- (2) 「町民」とは、下諏訪町に在住、在勤、在学する人をいう。
- (3) 「事業者」とは、公的機関、民間、営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人並びにその他の団体をいう。
- (4) 「協働」とは、町、町民、事業者等の複数の異なる主体が、共通の目標のもとに合意し、継続的で対等な協力関係を形成するとともに、それぞれが持つ能力や資源を提供し合うことによって、単独で行うよりもよい効果を生み出すことをいう。
- (5) 「暴力」とは、次の行為等をいう。
 - ア ドメスティック・バイオレンス 夫婦、パートナー、恋人等の親密な関係において、身体や心や心を傷つけ、理由無く放置、無視する等自由と安全を脅かす行為をいう。
 - イ セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。
 - ウ その他 レイプ、ストーカー行為等をいう。
- (6) 「差別」とは、直接的差別、間接的差別をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会を実現するための基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 町民一人ひとりが性別による差別をされず、個性と能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること。
- (2) 固定的な性別役割分担等に基づいた習慣を見直し、男女が共に活躍できること。

- (3) 男女が互いの協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護等家庭における責任及び役割を果たすことができるとともに、その他のあらゆる社会生活との両立ができること。
- (4) 政策、方針等の立案の場、決定の場において、男女が対等に参画できること。
- (5) 男女が互いの性への理解を深め、生涯にわたる性及び妊娠、出産等健康について自らの意志が尊重され、共に心身の健康が維持されること。
- (6) 男女共同参画の社会づくりには、国際社会での取組が反映されること。

(町の責務)

- 第4条** 町は、基本理念に基づき、男女共同参画の社会づくりに関する施策を総合的に策定し、実施するものとします。
- 2 町は、男女共同参画による社会づくりを推進するための情報と機会を積極的に提供し、その推進に関する施策を実施するときは、町民、事業者と協働を求めるとともに、基本理念に基づき国及び他の地方公共団体と連携するものとします。
 - 3 町は、率先して男女共同参画を推進するものとします。

(町民の責務)

- 第5条** 町民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる分野において、政策、方針等の意思決定の過程に自ら積極的に参画するなど、男女共同参画社会づくりの担い手として、町、事業者と協働するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

- 第6条** 事業者は、基本理念に基づき、町や町民と協働して取り組む事業活動に際して、男女共同参画できる環境整備に積極的に取り組むよう次の事項について努力するものとします。
- (1) 職業生活と家事、子育て、介護等家庭生活とが両立できるよう職場環境の整備
 - (2) それぞれの事業活動を行うに当たり、性別による差別的な取扱いが無く、能力が発揮できる職場環境の整備
 - (3) 男女共同参画推進の取組状況に関し、町が報告を求めた場合、これに協力する。

(教育関係者の責務)

- 第7条** 青少年育成関係者、生涯学習関係者を含むすべての教育関係者は、あらゆる機会を通して男女共同参画社会づくりの基本理念に基づく指導に努めなければなりません。

(秘密の保)

- 第8条** 町民及び事業者は、男女共同参画の推進に際して知り得た個人情報については、生涯守秘義務を負うものとします。

(性別による差別的取扱いの禁止)

- 第9条** 何人も、家庭、地域、職場、学校等あらゆる場において、性別を原因とする差別的な取扱い及びドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の暴力を行ってははいけません。

(差別的表現への配慮)

- 第10条** 何人も、公共の場所又は公共交通機関を利用する不特定多数の人に対して表示する情報について、次の表現を行わないよう努めるものとします。
- (1) 性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長、若しくは連想させる表現
 - (2) 人権を侵害する性的な表現

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

- 第11条** 町は、男女共同参画社会づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画計画を策定するものとします。
- 2 町長は、男女共同参画計画を策定又は変更しようとするときは、町民の意見を十分に反映させるために、第18条に定める下諏訪町男女共同参画審議会に諮問するものとします。
 - 3 町長は、男女共同参画計画を策定又は変更した場合、遅滞なく公表するものとします。
 - 4 町長は、男女共同参画計画によって施策を実施し、その実施状況を調査し結果を公表するものとします。
 - 5 町長は、男女共同参画社会づくりの推進状況を勘案し、町の施策等に必要な措置を講ずるものとします。

(広報活動)

- 第12条** 町は、基本理念に関する町民及び事業者等の理解を深めるために、男女共同参画に関する広報活動を充実させるよう努めます。

(町民に対する支援)

第13条 町は、男女が家庭生活における活動と、職業生活やその他の社会生活における活動が両立できるように必要な支援を積極的に行うものとします。

- (1) 男女共同参画を推進するための学習の場及び情報の提供
- (2) 町は、子育て及び介護等への支援を積極的に行う。

(事業者に対する支援)

第14条 町は、事業者が行う男女共同参画の推進に資するために、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に関する情報及び学習の場の提供等必要な支援を行うものとします。

(教育活動に対する支援)

第15条 町は、学校教育、社会教育、家庭教育及びその他あらゆる教育の場において、個人の尊重や男女平等についての指導が充実するよう支援し、男女共同参画についての理解を深めるよう努めるものとします。

- 2 町は、町民及び事業者が国際社会に通用する人権尊重と男女共同参画の理念を学ぶ機会を提供するよう努めるものとします。

(審議会等の委員)

第16条 町は、委嘱又は任命する審議会等において、委員はできる限り男女の数が均衡した構成とするものとします。

(相談・苦情の処理)

第17条 町長は、次に掲げる相談又は苦情があった場合は、すみやかに状況を調査し、必要に応じて関係機関等と連携して適切な対策を講ずるものとします。

- (1) 性別による差別等、男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害された場合
- (2) 町が実施する男女共同参画社会づくりに関する施策、若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情

第3章 下諏訪町男女共同参画審議会

(設置等)

第18条 男女共同参画社会づくりに関する重要事項を調査審議するために、下諏訪町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置します。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議するものとします。
 - (1) 男女共同参画の基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) その他施策の基本的事項及び重要事項
- 3 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について、町長に意見を述べるができるものとします。

(組織)

第19条 審議会は、委員10人以内で組織します。

- 2 委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する人のうちから町長が委嘱します。
- 3 委員の任期は2年とし、再任は妨げません。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 4 審議会には、会長及び副会長1人を置き、委員が互選するものとします。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができるものとします。

(補則)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めます。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年下諏訪町条例第3号)の一部を次のように改正します。
[次のよう]略

附則(平成16年3月24日)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○しもすわ男女共同参画推進委員会要綱

平成9年3月25日
町要綱第1号

(設置)

第1条 男女共同参画のよりよい社会づくりをめざして、男女共同参画に関する施策の総合的な企画とその推進に資するため、しもすわ男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総合的に男女共同参画を企画推進すること。
- (2) 下諏訪町男女共同参画計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) 民公を問わず目的を同じくする団体等と協働し、積極的に研修、啓発、推進をすること。
- (4) 男女共同参画に関する調査研究をし、必要に応じて町長に意見、提案することができる。
- (5) その他男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 嘱託長が推薦する行政区を代表する男女各1人
- (2) 関係団体等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

○下諏訪町役場男女共同参画推進会議要綱

平成16年3月24日
町要綱第5号

(設置)

第1条 男女共同参画社会を実現するため、下諏訪町役場男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の調査研究に関すること。
- (2) 下諏訪町男女共同参画計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進のため、目的を同じくする団体等と協働し、施策の啓発、推進をすること。
- (4) 職員の意識改革に関すること。
- (5) 男女共同参画に関する有効な施策を研究し、町長に提案をすることができる。
- (6) その他男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は毎年度各課等の長がそれぞれ男女各1人を推薦し、町長が任命する。

- 2 推進会議の議長及び副議長は、委員の互選により選出する。
- 3 推進会議の議長に事故ある時は副議長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は議長が招集する。

- 2 推進会議は、必要に応じて専門部を設置することができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、総務課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成19年12月26日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。



平成23年4月発行

編集発行：長野県下諏訪町総務課

〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

TEL 0266-27-1111

FAX 0266-28-1070

ホームページアドレス

<http://www.town.shimosuwa.lg.jp/>